

平成 27 年 4 月介護保険制度改定に伴う「Quick けあ」の対応およびお客様作業について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。このたび平成 27 年 4 月介護保険制度改定版へのバージョンアップを段階的に実施させていただきます。本資料をご確認の上、各種資料を参考に必要に応じて作業を行って頂きますようお願い致します。

【はじめに（重要）】

1. 制度改定対応パッチの内容について

平成 27 年 3 月 11 日にご提供させて頂く制度改定対応のパッチファイルは、下記対象システムのサービス利用票等の作成を目的とした地域区分とサービスコード※の修正となります。本バージョンでの介護報酬請求および利用者請求は行えませんので、ご注意ください。

《対象システム》

居宅介護支援／地域包括支援／小規模多機能型居宅介護／養護老人ホーム（外部サービス利用型）

※ただし、施設サービス、特定施設、グループホーム、短期利用の小規模多機能型居宅介護（新設）、短期入所療養介護「療養強化型（新規）」は除きます。

2. 事業者の地域区分の設定について

平成 27 年 4 月より見直しが行われる地域区分は、バージョンアップ時に事業所番号（頭2桁）および住所にある市町村名が正しく入力されていれば自動的に設定されます。ただし、市町村名の誤入力等で地域区分が正しく設定されなかった場合、国保請求が全て返戻となります。お客様の自己責任となりますので、必ず画面上で確認（特に自事業所分）して頂きますようお願い致します。

3. 事業者の体制設備について

バージョンアップ前に、平成 27 年 4 月以降の日付で体制設備が登録されている場合、該当の履歴を削除致します。ご了承の程、よろしくお願い致します。なお、サービス事業の体制設備の履歴には、“平成 27 年 4 月”の履歴が追加されておりますので、必要に応じて体制設備の設定を行って頂きますようお願い致します。

※下記サービスは、次回リリース時に体制設備の履歴が追加されます。

施設サービス、特定施設、グループホーム、短期利用の小規模多機能型居宅介護（新設）、短期入所療養介護「療養強化型（新規）」

4. 月間スケジュールおよび月間算定実績データについて

バージョンアップ前に、平成 27 年 4 月以降の月間スケジュールや月間算定実績が作成されている場合、平成 27 年 3 月で終了となる加減算項目は全て削除致します。ご了承の程、よろしくお願い致します。

5. 日常生活支援総合事業のシステム対応の見送りについて

日常生活支援総合事業の国保連合会への審査支払い業務の委託が行われるようになりますが、現時点では市町村と国保連合会との委託契約自体が進んでいないことから、今回の改定対応では見送りとし平成 28 年度の対応とさせていただきます。

【3月11日公開の改定パッチでは見送りとなる内容】

次回リリース時に対応を予定しておりますが、今回の改定パッチでは見送りさせて頂く内容になります。

①サービス利用票別表、サービス提供票別表の支給限度管理外の並び順が事業所ごとではなくサービス内容ごとに並びます。

例) A 事業所 サービス提供体制加算Ⅱ
B 事業所 サービス提供体制加算Ⅱ
A 事業所 処遇改善加算Ⅰ
B 事業所 処遇改善加算Ⅱ

②小規模多機能型居宅介護(予防も含む)の中山間地域等サービス提供加算は加減算項目にチェックを入れても別表等に反映されません。

③小規模多機能型居宅介護の看取り連携体制加算は算定できません。

④小規模多機能型居宅介護(予防も含む)、複合型サービスの人員欠如、定員超過は加減算項目にチェックを入れても算定することができません。

⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護の同一建物居住者減算が日割日数分算定することができません。

※1月分の場合は問題ありません

例) 日割期間: 4/1~4/10 ⇒ 定期巡回同一建物減算日割
サービス提供日: 4/2、4/5 Quickけあの算定: -20×2 日分(正しくは -20×10 日分)

⑥訪問リハビリ、通所リハビリのリハマネジメント加算Ⅰ、Ⅱについては算定要件が不明確な為、両方同日算定可能としています。

⑦通所系サービスの年間通所人数集計表の新規時間帯の集計は未対応となります。

例) 通所介護
・12時間以上 13時間未満
・13時間以上 14時間未満

⑧施設系サービスは未対応の為、事業所マスタの体制設備には平成27年4月1日の異動履歴は自動追加されません。

■ご提供する資料について

今回ご提供させていただきます資料は、以下の3点となります。

No	資料名	内容
1	平成 27 年 4 月介護保険制度改定に伴う「Quick けあ」の対応およびお客様作業について	<p>■本資料となります。各種改定資料の見方や重要事項を説明しておりますので、必ずご確認をお願い致します。</p>
2	サービス種類別改定対応一覧	<p>■制度改定対応の内容をサービス種類別にまとめております。 お客様側で行う作業について説明しておりますので、本資料を必ずご確認下さい。 ※必ず作業が必要となる項目は背景を黄色にしております。</p> <p>【資料内容】 居宅サービス(居宅介護支援/介護予防支援/小規模多機能、外部サービス含む)</p> <p>注)居宅介護支援および地域包括支援センターの場合は、上記“(1)居宅サービス”の全てのサービス種類を対象にご確認ください。</p>
3	制度改定に伴う各種操作方法について	<p>■サービス種類別改定対応一覧で説明しているお客様側で行う作業を実際の画面で説明しております。</p> <p>【資料内容】 (1)地域区分の設定方法について (2)体制設備の設定方法について (3)請求情報の設定方法について (4)週間サービス計画表および月間スケジュール作成について (5)住所地特例の入力方法について※次回リリース時 《参考》地域区分適用地域一覧</p>

以上